

令和6年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 令和6年9月11日  
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理志
委員	下町 純子	委員	藤田 明美
委員	岡田 義晴	委員	八木 亮三
委員	西田 健		

欠席委員

委員 西岡 克之

職務のため出席した者

議会事務局長 荒木 秀一 主 査 村田 潤哉

説明のため出席した者

総務部長 青田 浩二  
(総務課)

課 長 大山 康彦  
係 長 尾田 光洋  
(契約管財課)

課 長 永野 英明  
主 査 園田 勇蔵

企画財政部長 村田 ゆかり  
(政策企画課)

課 長 中村 元則  
係 長 山口 和樹  
(財政課)

課 長 北野 靖之  
(税務課)

課 長 和田 弘  
係 長 山口 陽子  
(収納推進課)

課 長 小川 貴弘

課長補佐 金子 寛之  
主 査 村山 慶太

係 長 山本 洋佑

企画財政部理事 荒木 隆

課長補佐 松田 祐貴  
係 長 森山 哲平

課長補佐 入江 彩子

課長補佐 細田 浩子

係 長 永美 将太郎

本日の委員会に付した案件

議案第49号 令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時28分

閉会 15時13分

## ○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和6年第3回定例会におきまして、分割付託されました議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本日はまず企画財政部から審査を行いたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。まず財政課。北野課長。

## ○財政課長（北野靖之君）

おはようございます。よろしく申し上げます。それでは財政課所管分につきまして説明をさせていただきます。歳入から説明いたします。事項別明細書の18、19ページをお願いします。2款1項1目地方揮発油譲与税は財政課所管分です。2,392万9,000円で、前年度比プラス23万5,000円、1%の増額でございます。続きまして、その下2項1目自動車重量譲与税は所管分です。7,214万1,000円で、前年度比プラス121万9,000円、1.7%の増額でございます。続きまして、3款1項1目利子割交付金は184万1,000円で、前年度比プラス2万7,000円、1.5%の増額でございます。その下、4款1項1目配当割交付金は2,301万4,000円で、前年度比プラス356万8,000円、18.3%の増額でございます。次の20、21ページをお願いします。5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は2,870万7,000円で、前年度比プラス993万円、52.9%の増額でございます。次に6款1項1目法人事業税交付金は3,890万3,000円で、前年度比プラス1,158万9,000円、42.4%の増額でございます。次に7款1項1目地方消費税交付金は9億2,675万7,000円で、前年度比プラス838万8,000円、0.9%の増額でございます。次に8款1項1目環境性能割交付金は740万3,000円で、前年度比プラス102万2,000円、16.0%の増額でございます。次に9款1項1目地方特例交付金は4,093万9,000円で、前年度比マイナス114万3,000円、2.7%の減額でございます。次に一番下、22、23ページにまたがりませんが、9款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は236万3,000円で、前年度比プラス234万1,000円でございます。22、23ページになります。10款1項1目1節普通交付税は26億5,915万9,000円で、前年度比プラス7,218万3,000円、2.8%の増額でございます。同じく2節特別交付金は7,265万5,000円で、前年度比マイナス23万円、0.3%の減額でございます。続きまして、11款1項1目交通安全対策特別交付金は298万3,000円で、前年度比マイナス37万9,000円、11.3%の減額でございます。続きまして38、39ページをお願いします。中段下、16款1項2目1節利子及び配当金のうち、1行目、財政調整基金運用収入は財政課所管分です。9万4,323円で前年度比マイナス2万2,980円、19.6%の減額でございます。同じく2行目、減債基金運用収入は所管分です。5万9,424円で前年度比

プラス3万4,602円、139.4%の増額でございます。同じく8行目、土地開発基金運用収入は所管分です。1,104円で前年度比プラス88円、8.7%の増額でございます。次の40、41ページをお願いします。下の方、17款1項7目ふるさと長与応援寄附金2億3,569万5,001円のうち6,941万2,000円が町長おまかせコースで財政課所管分です。本町の総額としましては、前年度比プラス8,783万2,001円で59.4%の増額でございます。次の42、43ページをお願いします。真ん中下、18款2項1目1節財政調整基金繰入金は所管分です。4億1,325万6,000円で前年度比プラス1億3,741万6,000円、49.8%の増額でございます。次の44、45ページをお願いします。上段、19款1項1目繰越金は所管分です。5億7,835万2,281円で、前年度比マイナス1億8,817万503円、24.5%の減額でございます。次に一番下20款5項1目雑入です。次の46、47ページをお願いします。下から10行目、長崎県市町村振興協会市町村配分金が財政課所管分です。710万3,000円は前年度比マイナス1,158万円、62.0%の減額でございます。財政課で歳入事務を担当するハロウィンジャンボ宝くじの市町村配分金でございます。令和5年度からサマージャンボ宝くじの配分が終了したため減額となっております。次に50、51ページをお願いします。真ん中下、21款1項5目臨時財政対策債は所管分です。7,551万円で前年度比マイナス9,171万6,000円、54.8%の減額でございます。その下、22款1項1目自動車取得税交付金は所管分です。過年度分の追加課税による分配で30万9,434円は前年度比プラス10万2,311円、49.4%の増額でございます。歳入は以上です。

続きまして、歳出でございます。主なもののみ説明をいたします。58、59ページをお願いします。下段の2款1項3目財政管理費は全て財政課所管分です。人件費につきましては財政課職員4名分でございます。内容につきましては例年と同様でございますが、主なものとしたしまして12節委託料の1行目、公会計整備業務委託料は本町公会計の財務書類作成と支援業務に係る委託料で、国から示されております統一的な基準による財務書類の作成に基づく業務委託でございます。駐車場特別会計がなくなったことで22万円減額しております。18節負担金、補助及び交付金の2行目、西彼中央土地開発公社事業費負担金は公社保有用地の借入金に係る利息の補填です。令和5年度の借入利率は0.3%で前年度と同様でございます。続きまして64、65ページをお願いします。一番上、2款1項6目財政調整基金費は財政課所管分です。財政調整基金積立金と減債基金積立金、ともに基金運用収入等の積み立てでございます。減債基金積立金につきましては、運用収入の積み立てと普通交付税の再算定に伴います臨時財政対策債償還基金費の積み立てでございます。続きまして154、155ページをお願いします。中段の8款5項3目公共下水道費18節、長与町下水道事業会計補助金は財政課所管分で、9,500万円は前年度比マイナス500万円、5.0%の減額でございます。国が定めています下水道事業に対する一般会計からの繰出基準をベースとして、所管課との

協議に基づき支出しているものでございます。続きまして196、197ページをお願いします。下段、12款1項公債費は財政課所管分です。1目元金の合計は12億6,104万9,556円で、前年度比マイナス4,779万4,319円、3.7%の減額でございます。2目利子の合計は4,480万2,295円で、前年度比プラス26万1,990円、0.6%の増額でございます。次の198、199ページをお願いします。13款1項1目土地開発基金費は財政課所管分です。土地開発基金の運用収入と土地貸付収入の積み立てになります。286万2,578円で前年度比マイナス240万7,762円、45.7%の減額でございます。令和5年10月末で新図書館用地の貸し付けが終了したため減額しております。次の14款1項1目予備費は財政課所管分です。予算額2,000万円のうち240万9,000円を予備費から支出しております。内容としましては、石川県能登半島地震関連が58万9,000円、その他緊急的な工事が2件で182万円でございます。以上で事項別明細書の説明を終わります。

続きまして200ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額と2の歳出総額の実績によりまして、3歳入歳出差引額は11億5,406万円となっております。また、4翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額は1億50万9,000円で、これにより5実質収支額は10億5,355万1,000円となっております。6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は5億3,000万円で、地方財政法第7条の規定による実質収支額の2分の1を下らない金額を積み立てることとなっており、この額を財政調整基金に積み立てております。

続きまして、財産に関する調書につきまして説明いたします。204ページをお願いします。(4)出資による権利でございます。このうち上から5行目、西彼中央土地開発公社、そして下から2行目、地方公共団体金融機構は財政課所管分でございます。いずれも前年度からの増減はございません。続きまして、205ページをお願いします。4基金のうち、財政課所管分は(1)財政調整基金、(2)土地開発基金、(5)減債基金の3件でございます。まず(1)財政調整基金ですが、前年度から1億5,683万9,000円増加し、令和5年度末残高は19億4,281万8,000円となっております。増加の内訳としましては、令和4年度決算における歳計剰余金の処分による積み立て分として5億7,000万円、そして基金運用収入分の積み立てとして9万5,000円、また繰越額が4億1,325万6,000円で、取り崩し額よりも積み立ての額が多い結果となっております。次に(2)土地開発基金ですが、前年度から286万3,000円増加し、令和5年度末残高は9億959万7,000円となっております。令和5年度は新図書館用地の売却により、面積、土地金額および現金に変動が生じております。現金増加の内訳としましては、新図書館用地の売却5億4,700万円と、新図書館用地に係る土地貸付収入286万1,474円、また運用収入1,104円でございます。最後に(5)減債基金でございますが、前年度から4,130万1,000円増加し、令和5年度末残高は19億1,064万9,000円となっております。増加の内訳としまし

ては、基金運用収入5万9,000円と普通交付税の再算定に伴います臨時財政対策債償還基金費の積み立て4,124万9,000円でございます。

続きまして、主要な施策に関する報告書につきまして説明をいたします。報告書の2、3ページをお願いします。歳入歳出決算の状況でございます。歳入決算額は159億1,300万9,142円で、前年度比3.0%の増加、歳出決算額は147億5,894万9,040円で、前年度比3.2%の増加、差引残高は11億5,406万102円となり、前年度よりもおよそ570万円増加しております。6ページをお願いします。3地方債の状況でございます。地方債の令和5年度末残高は右下の合計額になりますが127億3,887万4,000円で、前年度より3億314万円減少しております。次に7ページをお願いします。4性質別歳出の状況でございます。上から、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、そして投資的経費が増加しており、その他につきましては減少しております。物件費につきましては、学校給食公会計による賄材料費の皆増が原因でございます。扶助費につきましては、コロナ関連事業の低所得世帯給付金が大きく影響しております。投資的経費につきましては、普通建設事業費の単独分が大きく増えておりますが、そのほとんどは新図書館等複合施設の用地購入費でございます。続きまして8、9ページをお願いします。5性質別と目的別歳出の状況でございます。後ほどご参照いただきたいと思っております。続きまして、最後のページになりますが、66、67ページをお願いいたします。7都市計画税の充当状況と8市町村交付金が充てられた社会保障施策に要する経費でございます。こちらも後ほどご参照いただきたいと思っております。

最後に、本日提出をいたしました資料の方をお願いいたします。1ページをお願いします。まず地方債の状況見込みでございます。こちらは令和15年度末の見込みをお示ししたものでございます。まず一番上、令和5年度末の地方債残高でございますが、先ほども説明しましたとおり127億3,900万円で、前年度から3億314万円減少しております。表の右側の今後の借入見込額でございますが、令和6年度は①、②のとおりおよそ20億3,000万円の発行予定となっております。令和7年度以降の発行額につきましては、普通建設事業に係るものとしまして3億円から7億4,000万円、高田南事業分に係るものとしまして1億円、複合施設整備に係るものとしまして15億2,000万円、新浄水場共同整備に係るものとしまして18億8,000万円、臨時財政対策債といたしまして毎年3,000万円を見込んでおります。地方債の今後の推移といたしましては、表のとおり元利償還は令和10年度にピークとなりまして、それ以降は減少する見込みでございます。また、地方債の残高も減少していく見込みでございます。下の表は債務負担行為一覧表でございます。一番下の合計欄をご覧ください。令和5年度末での債務負担行為の限度額が73億1,338万5,000円で、令和5年度中の支出額は4億7,387万3,000円、令和6年度以降の支出予定額は16億4,280万2,000円となっております。続きまして2ページをお願いします。平成15年度と直近から5年前までの数値を示しております。前年度と比較い

たしまして、経常一般財源は91万2,000円の増、経常経費充当一般財源はおよそ2億1,000万円の増となり、経常収支比率は93.7%で、令和4年度と比較して2.5%増加となりました。2.5ポイントの増加、いわゆる悪化しておりますが、これは令和3年度と令和4年度の比率が例年より大きく下がっていたことが一因でありまして、令和5年度は令和2年度以前の比率と同じ水準に戻っており、引き続き財政の硬直化が続いている状況でございます。続きまして3ページお願いします。健全化判断比率シミュレーションでございます。グラフの左側の赤で表示しております実質公債費比率につきまして説明いたします。まず令和5年度でございますが、実質公債費比率は7.1%で前年度から0.4%増加しております。増加しました要因は、比率算定の分母であります標準財政規模が多少増額しましたが、比率算定の分子であります公債費に準ずる債務負担行為が大きく増額したことによりまして、令和5年度単年度の実質公債比率が大きく増加しました結果、3カ年平均値も増加しております。今後の見込みにつきましては、図で示しておりますとおり令和10年度にピークに達しまして、そのあと減少に転じていく見通しとなっております。なお、実質公債費比率につきましては2.5%以下であれば問題はございません。次に右側のグラフ、青で表示しております将来負担比率でございます。前年度同様令和5年度の将来負担比率につきましてもマイナスで算定されないという結果となっております。今後令和6年度以降につきましても、将来負担比率は算定されない見通しとなっております。最後に4ページをお願いします。土地開発基金の土地残高状況一覧でございます。昨年度からの変更点としまして新図書館用地の移し替えがございましたので、土地残高としましては一番下に記載のとおり面積が8,518.92平米、前年度から1万395.7平米の減少、また価格は2億9,975万572円、前年度から5億4,700万円の減額となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入の方から入っていきたいというふうに思います。まず歳入の18、19ページ、ここから入っていきます。質疑はありますか。それでは20、21ページ。では22、23ページ。では次が、38、39ページ、下段の方ですね、財政調整基金運用収入等です。3カ所ありました。では次のページ40、41ページ、下段のふるさと長与応援寄附金、これが町長分が6,941万2,000円という説明がありました。質疑はありますか。いいですかね。それでは、42、43ページの上段です。

八木委員。

#### ○委員（八木亮三委員）

42、43ページの18款2項1目財政調整基金繰入金ですね。今に始まったことじゃないんですが、ちょっと改めてというか伺いたいのは、当初予算の計上額っていうのがかなり大きいように毎年見受けられて、大体十何億円か当初予算で計上して、実際に

は3億円、4億円とかっていうケースが過去何年度か見たところではこういう流れが見受けられたんですが、イメージとしては歳出は足りなくなったら困るんでちょっと多めに予算計上して、歳入はあまりたくさん入ってくると想定すると、来なかった時に困るんで何かタイトめに抑えるイメージがあるんですけど、この貯金に当たる財政調整基金というのを結構多めに当初予算で上げる理由っていうのはどういったことになるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

当初の財政調整基金または減債基金の繰り入れですけれども、多めに上げるというよりは当初予算を組む中で予算配分した中で、歳出と歳入の差、で、どうしても歳入が足りない場合に取り崩しをしている額でありますんで、多めにとかいう考え方ではまずございません。その後、年度途中になって地方交付税等が確定した時に、ある程度歳入が見込めた時に、その取り崩した額っていうのを繰り戻すという補正を实际しております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

大体分かるんですけども、もちろん財政調整基金ってのは一定あって、当然必要な時には取り崩すっていうのは想定していいと思うんですけど、基金というのはどっちかって言うと万一というか、何かのためにとっておくものかな、そもそもそれを取り崩さないで予算が組めないような歳出っていうのが、逆に過大な予算計上になるのかなと思うんですけど。そのもう今の考えなんですかね、もう組んでみた時に足りない分をもう財政調整基金から出すっていうことで、前提といいましょうか、もっとなるべくそれを崩さないように歳出を組むっていう考え方にはならないんですかね。ちょっとすいませんけど、イメージで申し訳ないですけど。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

今委員がおっしゃったとおり歳入歳出を組む場合は、その歳入に見合った歳出ということで、その範囲内でいろんな財源を含めて、その範囲内でサービスを行っていくというのが前提ではあるんですけども、町としまして歳出予算、サービス事業を行う時に、これ削って削って今の状態に實際はなっております。どうしても足りない分として財政調整基金を当初で取り崩して何とか予算を組み立てているという状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。今42、43ページ。次44、45ページですね。ないようでしたら、ここの下段から次のページ46、47ページ、こちらで下段の方に財政分が雑入



であります。ハロウインの分ですね、710万3,000円。質疑はありませんか。50、51ページ、下段の方ですね、臨時財政対策債とその下の自動車取得税交付金、こちらが財政課所管です。よろしいですかね。それでは歳入全般で質疑はありませんか。では歳出に入ります。58、59ページ、財政管理費が財政課の所管分です。いいですかね。それでは64、65ページ、上段の財政調整基金の辺りですね、積立金です。次行きます。154、155ページ、これは下水道事業の分です。質疑はありませんか。196、197ページ、公債費、こちらが財政課の所管です。それから、次のページの198、199ページ、土地開発基金の積立金と予備費、こちらが所管分です。あとは204ページの出資による権利、基金、こちらの説明とそれから報告書と資料等の説明がありました。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

実質収支に関する調書ですね。感覚的にざっくり言いますと、百何十億円の予算を組んで1割強ですかね、10億円ほどその差引額があって、そのうちの半分を基金に入れて半分が次年度繰越というのが、ざっくりで言えばですね、そういうことなのかなと思うんですけども。そう考えるとこれはよくいろんな一般質問なんかをすると、「財政が厳しい」「なかなか予算がない」というふうな答弁が非常にあちこちで出てくるんですが、ある面からやっぱりこのくらいの余力っていうのは残しておかないといけないのかなという思いもありつつですよ、もう少し住民要求に使ってもらえないのかなという思いもあるんですけども。やっぱり財政課としてはやはり財政を一定財布のひもを締めしておく立場だろうとは思うんですけども、やっぱりこのくらいの5億円ぐらい、次年度5億円繰り越してるといってのを見て、もう少しその年の住民からの要望などに使えないのかなという思い、っていうのはなかなか難しいのか。いかがでしょうか。

#### ○委員長（金子恵委員）

北野課長。

#### ○財政課長（北野靖之君）

財政課の考えとしましては、ここの実質収支額を多くとっておきたいという考えは全くございません。ここ何年か10億円ぐらいで推移してますけれども、この金額が非常に多いと思っております。私たちもここが少なくなれば、もっと他のサービスに回せたのではないかとというふうな考えがございます。何でここ2、3年がまず多いかといえますと、コロナ関係でどうしても繰り越しであったり、不確定な事業というものが多くて、ここ何年間は10億円前後で実際この実質収支が推移しているところでございますけれども、財政課としましてはここの額をなるべく少なくして、もっと住民に多くサービス事業が提供できるようにということで、予算配分と予算の執行を考えております。

#### ○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

いろんな住民の方と話をする中で、やはりどうしても隣町と比較をされまして、隣の交通費助成は非常にいいんだよねとか、その他もろもろですね、他に当然私も長与が子育て支援とか教育とかいろんな健康事業に非常にきめ細やかに対応してるってのは重々承知なんですけど、一面住民からはそういう、かなりの差がある部分を何とかならんのかっていう声もあるんですよね。ですから、ちょっとこういう聞き方をしてるんですけども、こういう傾向というのはやはり10億円ほど差引額があるというような状況というのは、次年度の想定とかではどういうふうに見込みっていうか、っていうのはあるのかどうか、ちょっと聞き方おかしいですけど、やはり厳しいものなのかどうか、次年度ですね。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

次年度の想定というお話でしたけれども、実際単年度の収支で見た場合は実際マイナスになっております。赤字ですね。要するに基金を取り崩さないと予算を立てれないという状況になっておりますので、財源に余裕があるっていうわけではございません。この10億円っていうのはあくまでもそういうふうに残っていると見られがちのところもありますけれども、単年度収支では、先ほども繰り返しになりますが、赤字、マイナス、実質単年度収支ですね、マイナスになっておりますので、そこのバランスを見ながら予算配分をしていくということになっていくかと思えます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

頂いた資料の方から伺いたいんですが、この4ページの土地開発基金の土地残高状況一覧、この使用目的等の方はこの下段にあるようにそれぞれ所管課があるのでいいんですが、上のその経緯といいましょうか、伺いたいんですが、上の1から4公園用地というのが平成19年に取得となっておりますけれども、この公園にする目的でそもそも取得したんでしょうか。それであれば、17年ぐらいたちますけれども、なぜ土地としてそのまま残っているのか、ちょっとご説明をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

入江課長補佐。

○課長補佐（入江彩子君）

こちらの用地につきましては、当初取得をした土地がもともと農地でありましたので、ふれあい農園として整備してはどうかという案も持ち上がりまして、設計に取りかかったところではあったところなんですけれども、地盤が弱く、あと12メートルの擁壁の

上にあつて地盤も弱かつたことでふれあい農園としての整備というのは困難であるということから、公園用地目的として土木管理課の方に所管替えを行っております。しかし、現在のところ先ほど申したように高い擁壁などもありますので、公園としての安全面の確保なども懸念があることから、この土地についてはちょっと検討をしている状態でございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

一応経緯は分かりまして、所管は土木管理課っていうことも分かるんですけども、土地開発基金としての所有している土地ですから、検討とおっしゃるのはちゃんといつまでにどうするとかですよ、このまま今後何年も何十年も放置される結果にならないのかなと思うんですね。そうすると非常に取得した分が無駄になることでもあるので、これをそういう今後、具体的にといひましようか、どうしていきたいっていうのは、開発基金としてどう考えなんですか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

おっしゃるとおり早く処分する必要があるというふうに考えておりますけれども、まず土地開発基金としましては、所管課の方でこの土地を先行取得したいと、いろんな今後事業を活用するので買ってほしいということで、まず土地開発基金として先行取得をします。その後に、活用方法であったり、そういったものを所管課の方で考えて、実際それを活用する時に土地開発基金の現金の方で買い戻しをする、移し替えをするという作業になるんですけども、先ほど言いましたようにふれあい農園として買ったものがそこで使えないということで、公園用地に取りあえず変えた、所管課も変えた。他にもいろんな経緯があるんですけども、土地開発基金としましては、おっしゃるとおり早めに活用方法を決めて処分したいという考えがございますので、各全庁的にもこういった残りの土地というものは塩漬けにならないように、早めの処分を今後検討していきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

先ほどの実質収支に関する調書ということで、同僚委員が言われたんですが、私日経新聞をよう読んでですね、経団連が意見書を出した時、政府がプライマリーバランスを黒字化していくということで、地方交付税ってあるでしょう、それで新聞によりますと、地方が財政が厳しい厳しいということで地方交付税を増加っていうふうに話をしてる割

には、こうやって差引額それから基金繰入金を入れとるじゃないかっていうそういう話があるもんですから、ちょっと不安ですね。そして今後こんなに繰入金を入れるようであるんだったら、何か将来的に地方に対しては交付税について少し考えないかんといい、そういう記事があったんですがちょっとですねそういうふうな話は別に国からはないのかなっていうんで、ちょっと気になって質問しました。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

そこにつきましては国から直接的な通知があつてはるわけではなく、報道等でも私たちも知るんですけども、考え方としまして地方交付税の今後国としても減らすとかいう話の中で、例えば先ほどから財政調整基金の話がありますけども、財政調整基金というものもある一定の目安があります。標準財政規模の何%ぐらいが目安というのがですね。これが各市町財政調整基金が多くなった場合に、国としましてはまあそれほど地方交付税要らないんじゃないかという判断になってくるって話は聞いておりますので、その財政調整基金の積み方とかいうのも長与町だけではなくて全国的にもそういった目安を基に考えていく必要があるかなと思います。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

目安ってのは大体想定されてのことなんですか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

財政調整基金の目安としましては、標準財政規模の大体10%、20%ぐらいと言われておりますので、長与町が今標準財政規模が八十何億円でございます。その20%を考えた場合、17、18億円になると思います。現在長与町の財政調整基金が大体19億円ぐらいですから目安の範囲内かなとは思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

頂いている資料の中の地方債の状況（見込み）っていうところですね、ここで元金と利子の見込みが書いてあるんですが、今金融がいろいろとちょっと不安、不透明な状況で、利子利息というか利子というか、これが上昇傾向にあるんじゃないかと思うんですよ。この数字のとおりにはいかない場合のシミュレーションというのもやっぱり作っておかないといけないのかなという気もするんですが、そのあたり何か内部で協議って

うか、検討されているでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

今委員おっしゃったように利息の問題につきましては、今後率が上がっていくということはかなり懸念をしているところでございます。そして、今後借入れをする場合にその利息がかなり影響してくるんですけれども、財政シミュレーションとしましては、そういったものも含めてシミュレーションをしますし、その都度その都度シミュレーションしていきますから、これが今の時点での最新ですけれども、今後も引き続きシミュレーションをして、財政運営が大丈夫かっていうのは常に図っていきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。ちなみに、この表である利子っていうのは何%で試算されてるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

入江課長補佐。

○課長補佐（入江彩子君）

この表上の利子につきましては、令和5年度の元金と利息の割合によって、それを後年度にも同じ割合で算出したものになります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

元利ということはもう元金と利息を合算したものをまず基本に置いて、そこからそれを当てはめていらっしゃるということですけど、今現在、分からないなら後ででも結構ですので、後で教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

後ほど詳細につきましては調べてお知らせをいたします。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で財政課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

場内の時計で10時35分まで休憩します。

(休憩 10時25分～10時35分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、政策企画課の審査に入りますが、その前に堤委員より発言の申し入れがあります。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先ほどの財政課の審査の時に、地方債の状況の利子の利率をどうなってるのかということ質問をさせていただいて、回答を求めたいということではありましたが、恐らく多くの金融機関の状況がもうまばらだということもあるようでありまして、もうこの件についてはその質問自体を取り消させていただきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

それでは審査に移りたいと思っております。本案について提案理由の説明を求めます。

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

それでは改めましておはようございます。政策企画課所管分となります。よろしくお願いたします。決算書事項別明細に従いご説明いたします。まず歳入でございます。事項別明細書の28、29ページをお願いいたします。14款2項1目2節地域活性化補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、物価高騰に対する生活者や事業者への支援、低所得者支援などの事業に充当いたしました。次に3節デジタル田園都市国家構想交付金になります。30、31ページをお願いいたします。1行目、地方創生交付金は各所管課が実施する地方創生に関する事業に充当したものでございます。地方創生推進交付金は補助率2分の1で、政策企画課所管分といたしましては、長崎移住サポートセンターの運営負担金などに充当いたしました。このほか他課の所管事業として、チャレンジショップの実施経費、大村線沿岸観光活性化事業にも充当しております。続きまして34、35ページをお願いいたします。15款2項1目1節総務管理費補助金、備考欄の1行目、土地利用規制等対策費交付金は、国土利用計画法に基づく届け出などの事務に対する交付金でございます。3行目、地方創生移住支援事業補助金は、東京圏からの移住者を対象に交付する移住支援金に充当する補助金でございます。次に2目2節児童福祉費補助金の一番下、地域少子化対策重点推進交付金は補助率4分の3で、本町が実施いたしました婚活事業に係るものでございます。続きまして36、37ページをお願いいたします。15款3項1目5節統計調査費委託金は、令和5年度

に実施いたしました住宅土地統計調査などの他、例年実施いたします各調査に係る経費および調査の準備経費に対する事務委託金でございます。続きまして38、39ページをお願いいたします。16款1項2目1節利子及び配当金の下から4行目、国際交流基金運用収入は国際交流基金の残高に対する利息でございます。続きまして42、43ページをお願いいたします。17款1項9目1節企業版ふるさと納税寄附金は本町が行う地方創生事業に対する企業からの寄付の総額でございます。続きまして、970万円のうち450万円が政策企画課所管となり、複合施設整備事業に充当いたしました。続きまして18款2項2目1節国際交流基金繰入金は、長与町国際交流協会補助金の財源として繰り入れております。46、47ページをお願いいたします。20款5項1目1節雑入の中ほどでございます。長崎縣市町村振興協会国際交流支援事業補助金は公益財団法人長崎縣市町村振興協会が国際交流事業経費の5分の4を補助するもので、うち125万6,000円が政策企画課所管分で、長与町国際交流協会補助金に充当をしております。同じく雑入の下から1行目、長与町総合計画売払収入は第10次総合計画の販売分でございます。48、49ページをお願いいたします。21款1項1目1節総務管理事業債の1行目、複合施設整備事業充当起債は建設予定地の用地購入費などに充当をしております。以上が歳入でございます。

続きまして歳出に入ります。64、65ページをお願いいたします。2款1項8目企画費でございます。1節報酬は、総合開発審議会をはじめとした各種審議会などの委員報酬および職員の育児休業代替に係る会計年度任用職員の報酬でございます。66、67ページをお願いいたします。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、職員および代替職員の人件費となります。7節報償費の講師謝礼は町内3中学校でのデートDV防止事業に係るもの。8節旅費、10節需用費、11節役務費は、各事業に関する会議などの旅費、消耗品費、振込手数料などでございます。12節委託料の1行目、婚活イベント業務委託料は町主催の婚活イベント業務を委託したものでございます。次の企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料は、本町が行う地方創生事業の充実、強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄付の見込みがある企業への働きかけを行い、寄付の獲得を目指す業務を委託したものでございます。13節使用料及び賃借料は、出張時における有料道路等使用料を予定していたものでございます。18節負担金、補助及び交付金は主なもののみ説明いたします。1行目、長与町国際交流協会補助金は157万円となります。6行目、ながさき移住サポートセンター運営費負担金は、県と全市町が連携し移住希望者への相談対応や県内企業との就業マッチングを行うサポートセンターの運営負担金でございます。7行目、地方創生移住支援事業補助金は東京圏からの移住者を対象に交付する移住支援金で、令和5年度は3件の交付実績でございました。その下、長与町子育て世帯移住支援補助金は長崎県外から移住する子育て世帯を対象に交付する移住支援金で、令和5年度は6件の交付実績となっております。その下、長崎県お見合いシステム登録料補助金はシステムの会員登録料を初回登録に限り全額補助するも

ので、令和5年度は9件の交付実績となっております。一番下、長与町地域公共交通デジタル化等利便性向上事業費補助金は、コロナ交付金を活用して町内のタクシー事業者、そして町内を運行するバス事業者を利用者の利便性向上に資する公共交通事業者のデジタル化を支援したものでございます。22節償還金、利子及び割引料の過年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金につきましては、令和4年度分の当該交付金について一部の事業を令和5年度に繰り越しておりましたが、繰越事業が完了したため、概算額で受領していた国庫補助金を実績額に応じて精算し返還したものでございます。68、69ページをお願いします。24節積立金の国際交流基金積立金は、基金残高に対する預金利息を積み立てたものでございます。次に74、75ページをお願いいたします。13目図書館・健康センター複合施設整備費でございます。1節報酬、3節職員手当等、4節共済費は、公共施設等整備専門員に関するものでございます。8節旅費、10節需用費は、会議などの旅費、専門員の通勤手当、消耗品費などでございます。12節委託料の1行目、複合施設整備事業準備支援業務委託料は、設計の検証や支援など設計業務に関する業務支援を委託したものでございます。次の設計委託料は、令和5年度から6年度にかけて実施いたしました設計業務について、委託料全体の30%を令和5年度に支払ったものでございます。次の草刈業務委託料は複合施設建設費の草刈業務委託料でございます。次の複合施設用地安全対策業務委託料は建設地へ歩行者と車両の進入防止バリケードを設置したものでございます。次の複合施設啓発物作成委託料は、複合施設建設周知のための横断幕を製作し、イオンタウン側フェンスに設置し、イベント時などにも活用しているものでございます。76、77ページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料は視察などに係る有料道路等使用料、16節公有財産購入費は複合施設建設用地購入費で、土地開発基金からの買い戻しに係る費用となります。18節負担金、補助及び交付金は、複合施設建設管理業務のための研修に職員の派遣を予定していましたが、対象講座が未開催となり未執行となったものでございます。次に88、89ページをお願いいたします。統計調査費になります。2款5項1目統計調査総務費は、統計調査全般に係る経費および統計調査員確保対策に要する経費でございます。2目基幹統計調査費は、公的統計の根幹をなす基幹統計に係る経費でございます。令和5年度は主に住宅土地統計調査などに係るものでございます。1節報酬は、統計指導員、統計調査員に係るものでございます。そのほか7節、8節、10節、11節につきましても、住宅土地統計調査の他、例年の各種統計調査も含めた統計事務に係る経費でございます。

次に基金の状況でございます。206ページをお願いいたします。206ページ、11番、国際交流基金でございます。令和5年度末現在高は4,084万1,000円となっております。

最後に、主要な施策の成果に関する報告書につきましては、20から22ページにわたり主な事業を掲載しております。また、参考といたしまして、令和5年度決算資料、



新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてと題した1枚ものの資料を配布しておりますので、併せてご参照願います。以上が政策企画課分です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、歳入の方から質疑を受けていきたいと思います。まず28、29ページ、この下段の分です。コロナの臨時交付金、こちらとその下のデジタル実装交付金、ここが政策企画課の所管です。翌30、31ページの一番上の上段、地方創生交付金も所管です。質疑はありませんか。戻っても構いませんので、進めていきます。34、35ページ。

藤田委員。

**○委員（藤田明美委員）**

この補助金の地方創生移住支援事業補助金ということで、東京からの移住者っていう方が3件あったということなんですけれども、それで3件が、1件当たり120万円の補助でということと、あとそれで移住者の方に対して相談まずはお試しをされたりとか、それで移住されてくると思うんですけれども、その移住者の方のいろんな相談があるかと思うんですが、こちらへ移ってきてからのどうやって生計を立てていくかという相談あるかと思うんですけれども、もしよろしければその辺を教えていただけませんかでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口和樹君）**

地方創生移住支援事業補助金の件について、まず1点目ですね、3件交付があったということで、その支出の内訳ということでご質問いただいておりますけれども、こちらが今ご参照いただいております34、35ページについては、支援金の財源の一部として県から頂いてる補助金の額を記載270万円というのは、財源の一部として歳入をしているものになりますので、実際に支援の対象者へ交付する金額というのはまた別に歳出の方で計上してるんですけれども、一応ですね、東京圏から移住してこられる単身世帯の方については60万円、ご家族がおられる世帯については基本100万円、そこに18歳未満のお子さんが一緒に移住する場合には、お子さま1人当たり100万円の加算というふうな今制度になっておりまして、令和5年度につきましては、3件の内訳が単身世帯が1世帯60万円とご夫婦の世帯が1件でこちら100万円、もう1件世帯なんですけれどもお子さまが1人おられるご世帯というのがおられましたので、その世帯については200万円、合計360万円を令和5年度の移住支援金の支給実績として計上しております。その財源の一部がここに書かれているこの270万円の分というふうな形になってます。ご質問の2点目ですね、相談の支援の中で仕事に関する支援を実際どうやっているのかということのご質問だったかと思うんですけれども。一応ですね、一番メ

インとなりますのは長崎県とあと21市町が共同で運営をしておりますながさき移住サポートセンターという組織があるんですけれども、そちらの方で仕事の支援というのを行っております。移住者の方との相談の中でどのような職種を希望されているかとか、今までどういうお仕事をされているかとか、新しいお仕事の勤務の希望される条件とかですね、その辺りの聞き取りを行いながら、当然サポートセンター自身がお持ちの情報やハローワークなど関係団体の情報も踏まえて、ご本人にお仕事を紹介しているという状況です。なので長与町の方にもご相談があった際には、そういう県のサポートセンターなどを通じてお仕事探しをされてはということで対応をさせていただいております。

**○委員長（金子恵委員）**

藤田委員。

**○委員（藤田明美委員）**

ありがとうございます。すいません、ちょっと先ほどの270万円に対するちょっと質問の仕方が間違っていて申し訳ありませんでした。そしたら、聞いていいのか分からないんですけど、お子さまが1人いらっしゃる世帯が1世帯あるということなんですけれども、そのお子さまが例えば小学生、中学生とかであれば、その学校になじめているかどうかというそういったサポートというか見守りっていうのはされているのでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口和樹君）**

ご質問にあったような、実際に移住されてきてからの支援っていうのはですね、なかなかこちらからアウトリーチで働きかけっていうのはちょっと現状できていない部分はあるんですけれども、ちょっと相談対応をさせていただいた経緯というのはずっと残っておりますので、当然相談対応の中でも、実際そう移住をされた後も何かお困りのこととかご相談されたいことがありましたら、どうぞ随時気軽にお尋ねくださいというようなご案内はさせていただいておりますので、当然必要があれば私たちの方でもできる限りの支援はさせていただきたいと思っております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。今、35ページまで行ってます。それでは次のページ36、37ページ、これは中段よりちょっと下ですね。統計調査分ですね。それでは次、38、39ページ、これは利子及び配当金、国際交流基金運用収入の分。それでは次進みます。40、41ページ、9目企業版ふるさと納税寄附金です。こちらの政策企画課分が450万円、複合施設に使ったということで説明がありました。それと下段の方の国際交流基金繰入金、ここが所管になります。よろしいですか。では、次進めます。次が46、47ページ、雑入、中段の国際交流支援事業補助金、ここに所管分が入っております。それから一番下段も総合計画の売払収入。ないようでしたら48、49ページ、これは

総務管理事業債、ここの複合施設分が所管です。いいですか。それでは以上で歳入は終わり、最後ですけど、全体的に歳入の方で質疑はありませんか。最終的に聞きますので、その時でも結構ですので、歳出に移ります。歳出の64、65ページ、8目企画費、ここから歳出が始まります。次のページの66、67ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

67ページの報償費で、講師謝礼というところの説明で、中学校のデートDVの講師謝礼ということでご説明があったんですが、中学校のデートDVであれば学校教育じゃないのかなというふうに、所管がですね。これ何でこの政策企画課の方で上がっていらっしゃるのかですね。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

政策企画課におきまして、男女共同参画の事業も担当しておりまして、その観点から中学校の方に啓発の一環としてこちらのデートDV防止事業の講演をさせていただいている状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

男女共同参画ということで上げたということはそれで理解はいたしますが、中学生の子ども辺りからやっぱり男女交際というのが徐々にされていくと思うんで、これはぜひ今後協議されて、単発的なことじゃなくて毎年度やっぱり繰り返し繰り返しこのお互いを尊重するという学びですね、ですからこれ教育じゃないかと思うので、ぜひ教育委員会の方で毎年でもデートDVというのを学ぶという立場から制度化というかした方がいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ協議をされたら、次年度からされた方がいいと思うので、その辺りいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

こちらの事業も大切な事業と考えておりますので、教育委員会と連携しながら実施していきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

私も歳出の66、67ページにある企画費の中から幾つか伺いたいんですが、まず、

12節委託料の企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料ですが、先ほど歳入の方で企業版ふるさと納税の450万円が複合施設分ということでしたが、これはこの企業版ふるさと納税マッチング支援業務の成果として、先ほどの450万円、全額ではないかもしれませんが、このマッチング支援業務が機能して企業版ふるさと納税に結びついたものなのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

企業版ふるさと納税マッチング支援業務については、歳出の方で今ご質問にもありましたとおり970万円が全体の寄付額ということでご説明をさせていただきましたけれども、このうち350万円がこの業務の働きかけによって寄付につながった金額になります。その他、町独自でもいろいろな企業に働きかけをしてとか、お話を頂いて寄付につながった事例もありますので、全額ではないんですけれども一部分については寄付の成果として、企業版ふるさと納税の収入につながったという成果が出ている状況であります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうですね、企業版ふるさと納税は複合施設のものだけじゃなくて全体で970万円ありますが、今350万円とおっしゃったのは複合施設以外も入っているということですかね。それとも350万円っていう金額でいくと今年3月の8号補正で、16社から図書館関連でということでしたけど、これの全額なんのでしょうか。それとも、今350万円っていうのはたまたま同じ金額というだけで、図書館関連以外のものもマッチングされたのか、ちょっと確認です。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

すいません、説明がちょっと下手で失礼いたしました。おっしゃられたとおり複合施設の補正で上げた350万円という同じ数字もありますけれども、こちら歳入全体の中で8号補正の際に複合施設に充当した、予算を計上した金額になりまして、たまたまちょっと金額が同じだった状況になります。全体に対して、970万円に対して350万円寄付につながりましたっていう話と、あとその全体970万円のうち450万円は政策企画課分ということで充当今回しておりますけれども、それ以外の寄付金についてはまた寄付企業のご意向等も踏まえそれぞれの別の分野でもまた活用しております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、簡単に言うところの委託料76万4,500円使って350万円の企業版ふるさと納税に結びついたと考えてよろしいんですかね。つまり、それであれば当然費用対効果が一定あるのかなということで、所管課としてこのマッチング業務っていうのは今後も継続していくつもりというか、していくべきと考える業務か、ちょっとお考えを伺います。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

はい、ご質問のとおり寄付につながった350万円ですね、こちらを成果としてその報酬に76万4,500円っていうのを支払ったという関係で間違いございません。で、この業務についてもやはりどうしてもこの企業版ふるさと納税自体は、やはり財源確保という面でも今後重要になるというふうには考えております。一方で、なかなかこの職員だけで企業に働きかけを行うという、なかなか人的だったり時間的な余裕もちょっと難しい面もありますので、こういった業務委託、当然こうやって委託料は一部発生はしますけれども、全く取れないよりも取って、一部委託料でっていうところの費用対効果というのもございますので、一応今年度についても継続して業務を進めております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今のところは分かりました。同じ企画費で、ちょっと別のところで、先ほど同僚委員が質問した移住支援事業のことなんですが、先ほどの質疑の中でいわゆる仕事ですね、相談に乗って対応するということでしたけれども、ちょっとこれそもそもの要件とかをちょっとすいません、覚えてないので伺いたいんですが、仕事が決まってから移住という流れじゃないんですかね。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

移住と仕事、就業のタイミングという話でございますけれども、移住支援金、先ほどちょっと質問があったこの東京圏からの移住支援金を受給するための要件としては、転入されたことと何らかの一定の要件を満たすお仕事に就いていただくことというような要件がありますので、支援金を受給としては就業していただいている、または創業するというパターンもあるんですけれども、それが支給の要件となっております。支給の要件とまた別に移住してくるという、引っ越してこられるということに関しては、それぞれのご事情に応じてお仕事を決めて移ってこられる方もおられますし、移ってこられた上で仕事を探すっていう方もおられますので、この移住支援金の支給要件としての仕事

の有り無しという話と、単に移住してくるという行為に対してその時点で仕事を見つかるかっていうのはちょっとまた別の考えで整理をしております。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

そうしますと、仕事が見つかってない状態で、単にまず長与町に東京圏から移住してきたとして、その後仕事が見つかったので、この支援、補助金を申請するという流れでもいいということですか。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口和樹君）**

すいません、詳しい説明がちょっと後追いになってしまうんですけども、この移住支援金自体は移住をされてきて、申請期限が1年間ということで設定をされておりますので、それプラスこの一定の要件を満たすお仕事に就業されるか、自分で仕事を起こされて創業されるかっていうところがありますので、当然転入された後、お仕事に就かれる、創業されるというパターンで移住支援金の申請、受給されるという場合もあります。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

ちょっと細かくてすみません。そうすると、こういう東京圏から長与に引っ越してきた時に支援金をもらえるということを知らないで、たまたま東京圏から長与に転入してきた人にはこういう補助金がありますよっていうことをお伝えする感じなんでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口和樹君）**

一応この移住支援金の主目的としましては、当然移住の後押しになるようなということで設定をしている支援金でもございますので、もちろん町の移住相談専用のホームページっていうのを今「ながよ暮らし」っていうのを、移住専用の情報を集めたポータルサイトを作っているんですが、そうしたところでも当然周知をしておりますし、移住相談、ながさき移住サポートセンターが主催する県外で行う移住相談会や、オンラインでの移住相談会、移住を検討されている方たちに対して市町でこういう支援をしますよとか、こんな暮らしぶりの町ですよっていうのをお伝えする相談会というのも年に何回か実施してるんですけども、その中でも長与町ではこういう支援金制度があるよっていうことをお知らせしながら、長与町への移住の後押しになればということで、まずは周知を行っているところです。ただ、先ほどご説明したとおり実際転入してきてから1年間は申請ができますので、引っ越して、移住してこられる時には存在を知らなくても、

一定要件に合致すれば申請するというものはしていただけます。この辺りについては、国の方でも当然移住の後押しというのが一つの目的ではあるんですけども、移住してきてからの定住の促進といいますか、こちらに來られてからのまた経済的支援っていうのも、根付いていただくための一つの交付金の使い道としては想定されているところですので、実際にそういう事例もあります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ここまでは理解しました。この件については、最後にもう1個だけ、今定住を当然定住の後押しもあるということですけど、これ何年以内に例えば転出したら返してもらっているのがあるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

ご質問のとおり返還の要件というのが一定定められておまして、申請日から3年未満の間に他の市町に転出した場合、または3年以上5年以内にまた転出した場合、この辺りでちょっと時期のところで半額の返還、全額の返還という要件はあるんですけども、やはり一定居住していただいている期間で転出をされれば返還を求める場合がございます。また、先ほどの仕事の要件もあるという話をさせていただきましたけれども、この辺りも仕事についても要件を満たす仕事を1年以内にやめられた場合っていうところでも、一応返還の要件というのが定められております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。では、ちょっと別のところで、同じ企画費の12節、同じ委託料で婚活イベント業務委託料ですが、これはもう今はやってないものでしたですかね。

○委員長（金子恵委員）

森山係長。

○係長（森山哲平君）

令和5年度は実施をしまして、令和6年度については長与町単独での婚活イベントの実施は行っておりません。代わりにちょっと県等と連携の婚活イベントの方を案内していくということで、まだですが、11月、2月あたりで実施予定と聞いております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この婚活イベントについては主要施策の成果の報告書の20ページにあるので拝見し

たんですが、実際に1年度、ここにある3回イベントがあって、カップルが12組ですかね、やっぱりこのために150万円使うっていうのはちょっと私の感覚としては費用対効果が薄い、実際今もうこの町単独でやめられてということですが、今おっしゃった県との協働では続けられるということですが、そもそもこのいわゆる官製婚活っていうんですかね、これにそれほど効果があると考えられてるっていうことですかね。私この5年度の150万円使って、カップルが6組、別にこれが皆さん結婚して長与に住まるとかいう結果になったわけではないですよ。それをまだちょっと形を変えても続けるっていうのは、そもそも官製婚活が必要なのかっていうのを見直す時期じゃないかと思うんですが、所管課としてちょっとお考えを伺います。

**○委員長（金子恵委員）**

森山係長。

**○係長（森山哲平君）**

私はちょっと去年は担当はしていなかったんですが、婚活イベントにつきましてもちろん費用対効果っていう面でおかれまして、非常に参加者であるとかカップル成立も含めまして効果がついてというのが非常にちょっと把握しづらいところもちろんあって、県主体等のところを推進していくということになっているようなところで聞いております。併せて、今年でいきますと新生活支援といったところをちょっと重点的にやっということと、その県主体のイベントの方であればその費用としては基本的には予算上もほとんどありませんので、負担的なものは6年度はほとんど出ないというふうに聞いてます。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

この件は考え方とかにもよるのでちょっとここまでにしておきますけれども、最後に同じ企画費の18節負担金、補助及び交付金の一番下の地域公共交通デジタル化等利便向上事業費補助金、これはちょっとさっきご説明も頂いたかと思うんですが、ちょっと改めて。12月の定例会で上がった補正の分ですよ。6年度から始めるバスロケーションシステム等の整備に使われるというような、主にもうほとんどがバス会社の方で、タクシーがわずかにあったと思いますけど。このバス停ですね、バスロケーションシステムに対応したバス停っていうのをまだ私は町内で見かけてないんですけども、これ結構な金額、もちろん国からのコロナ対応のあれも使ってることではありますが、これの効果っていうのは今現在どのようなものになってるんでしょうか。もしくは今後の予定でも結構ですが。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口和樹君）**



ご質問にございましたデジタル化支援の補助金ですね、発言にもありましたとおり昨年12月に計上したものでございます。いわゆるスマートバス停っていうのがちょっと町内で見られないんじゃないか、この辺りちょっと成果としてどうなのかということでのご質問ですけれども、今回ですね、長与町のこの支援の中にはこのスマートバス停の整備に関する費用というのは除いてちょっと補助をつけております。もともとちょっと支給のこの制度を考える中でちょっとバス事業者等とも協議をする中で、当面は長崎市を中心部ですとか、空港とか駅とか主要な部分にスマートバス停というのは設置する予定だということ聞いておりましたので、当然町の方でも長与町の方はやはりこの長崎市向けに仕事、通学で通われる方とか、外向けの方は確かに多いんですけども、直接町に設置をされないこのスマートバス停については、ちょっと今回の支援の対象から除こうということで、補助金の制度としては作っているところです。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

そうすると、そのバス会社が長崎市を中心としてそういうバスロケーションシステムを整備するに当たっての町に何かそれを作るとかじゃなくて、いわゆる言ってみれば負担金的なことっていうことですかね。どういう根拠で振り分けたか分かりませんが、ちょっとすいません、もう一度お願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口和樹君）**

すみません、スマートバス停のところだけちょっと説明をしてしまいました。一応こちらの補助事業につきましては、スマートバス停だけではなくバスロケーションシステム、今どこを走ってますよっていうのが分かるシステム、これにつきましてはバス事業者各社ともスマートバス停に限らず、今バスのホームページ、時刻検索のページですとか、また別にアプリをダウンロードすることで別に長崎市に限らずバスが走っているエリアであれば見ることができます。この辺り先ほどもご説明しましたとおり、長与町の方ってのはやはりバスを利用しての通勤通学ってのもかなり多い状況ですので、この辺りはまさに利便性の向上を図って、バスをもっと利用しやすい環境を整えると。やっぱり利用していただかなければこの公共交通自体も維持できないというところもありますので、利用促進、利便性向上というところで補助というのをやっている部分になります。

**○委員長（金子恵委員）**

下町委員。

**○委員（下町純子委員）**

すいません、すごく素朴な疑問で申し訳ないんですけども、移住のところですね。東京圏と県外と分かれてると思うんですけど、何でわざわざ分かれているのかな。同じ

移住するのは一緒なんじゃないかなと思うんですけども、その辺の条件とかありましたら教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

先ほどからの移住の支援の話で東京圏東京圏という話をちょっとしていたところで、何で東京圏なのかというところのご質問と理解しておりますけれども、一応こちらの東京圏からの移住支援金につきましては国の交付金制度を利用しておりまして、やはり東京圏の人口の一極集中を是正を図るという背景からまずはこの支援金については東京圏から地方に移住する方を後押しを行うということで、移住元を東京圏、これ東京、埼玉、千葉、神奈川になるんですけども、そちらからの移住者を地方にできるだけ後押しをして移住を促進するというところで、この支援金については、この東京圏というな条件が付いているような状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

いいですか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

大変同じところで恐縮ですけども、私も長与町の移住については前回からも非常に強い思いがあるんですけども、大体分かりました。せっかくの機会ですから、主要な施策をちらっと見て21ページ見たんですけども、大分増額もされて、充実されて、相談者の数も増えてるということで、1点聞きたいんですが、要は希望者の思いとか、なぜ長与かということを私は非常に興味を持っておるんで、それがもし分かれば、ちょっと教えていただきたいなあという思いがあります。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

移住された方が長与町を選ぶ、その理由とといいますか、傾向はというところかと思えますけれども、その傾向で言いますと、やはり長与町に移住される方というのは割合として約7割8割ぐらいはもともと長与町とかこの近辺にご縁がある方というのが、長与町を選ばれる傾向が多いのかなということで捉えています。やはりご実家があるので、子育て環境としてはやはりご実家が近いこの長与町とか、長崎市近辺の方もですけども、ご実家に近い所で子育てをしたいという方ですとか、地方に移住を考えた時に住んでたとか、学校に通っていたとか、そういうことでやっぱり地縁があるということで長与町を選ばれる方が一定多いのかなと思います。また地縁がない方であっても、やはり長崎市のベッドタウンという町の特性もございますので、長崎市を当初目指して移住をされて、長崎市で仕事を見つけながらも、住まいは最終的にアクセス環境もいい長与町など

で決められるというような方も多いのではないかとこのように相談対応としては考えております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

今日朝N I BのZ I Pという番組で、愛媛県の今治の移住者のテーマでやっててちょうどその朝からじいっと見てたんですけども、やっぱり今治って大体15万人ぐらいの市ですね、長与町とよく似てですね、海があって、魚がということで、それで畑もあってという何か長与町によく似てるなということで、で、そのご夫婦、子どもさんがどうして来ましたかということとやっぱりまず子育てが非常に良くて、自然が豊かで子どもを育てやすいと、やはりなんかこういういろいろ安いんだということで、都会から来てるというふうなそういう朝からのニュースを見て、これは長与町でも大いに参考になるなど。要はもう一つですね、住まいの点ですね、要するに古民家、要するに古くなった所をリノベーションというんですかね、あれで要するにそういうふうなお金を市が出してくれるということでこれも魅力だということで、そこでは何もかもで大体500万円くらい。えっと思ったんですが、そういうのもものすごく興味がそこにあるということで、町はそこまでできないとしても、何かこうそういう打ってこれから将来長与町に住んでいただけるような人に何か魅力的な、別にお金だけではないんですけども、そういうものをアピールできればいいかなということを感じたんですが、どのように受け止められますか。

○委員長（金子恵委員）

決算には関係ないですけど、お答えいただけたら。

山口係長。

○係長（山口和樹君）

今治の事例ということでご紹介を頂きましたけれども、やはり長与町に転入してこられる方っていうのも、先ほど申しましたとおり地元に戻ってきて子育てをしたりとかそういうことを考えられる方が多い状況ですので、この辺りやはり施策の充実を、こちらの移住者の方というだけではなくやはり町で暮らしたいと思っていただけるような子育てですとか、教育ですとか、そういったところの施策っていうのを充実させていく必要はあるんだろうなと思っております。また、住まいの支援等についても、やはり移住してくるというのはある意味人生をかけて移住してこられる方っていうのもやはり多いです。もともとの仕事をやめられてとか、住まいを変えられるっていうのは大きな決断だと思いますので、この辺りは相談対応も含めて、親身になってきめ細やかな支援を今後も続けていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

67ページの先ほど同僚委員が質疑をいたしました地域公共交通デジタル化等利便性向上事業費補助金ですね、この事業が予算化された時にですね、バスのロケーションシステムだという話がありまして、事前に私も京都に住んでいたことがあるという方からバスロケーションシステムは便利だよということで、1つはスマホでも見れるし、同僚委員言われたそのバス停で今どの辺を来てるっていうのが見えるということで、これは非常に利用者としては「もう行ってしまったのか」「まだまだなのか」ということも分かるということでいいなと思ったんですが、金額がですよ、739万円って結構な金額を出しているながら、バス停には設置しないっていうところで、ちょっとそれならちょっと高過ぎやしないかなというふうに思うんですね。中心部、長崎市でも確かに交通の多い中心部には設置して、長与には設置しないというのは、もちろん他のタクシーの分とかもあると思うんですけども、それにしても。ちなみにそのバスロケーションシステム単体では幾らなのかちょっとお教えいただければと思います。

#### ○委員長（金子恵委員）

山口係長。

#### ○係長（山口和樹君）

こちらのバスロケーションシステムに対するデジタル化の補助金につきましては、もちろん先ほど話がありました今回長与町の支援としてはそのバス停自体は除いて、バスロケーションシステムはどこを走ってるっていうの把握したり、それをスマホに配信したりっていう部分のデジタルの部分に対する支援というのをしております。こちらにつきましては、大本国が公共交通事業者に対して長与町と同じような趣旨でデジタル化を図って利便性を上げて、地域の公共交通の足を確保していくっていうところで、国の補助事業というのがまずありまして、事業者は国の補助事業に応募しまして、そこで一部国費ももらいながら、また県からも同様の補助金があります。その中で、事業者負担として残っていた部分に対して今回この町が支援を残りの部分をしているんですけども、こちらにつきましても先ほど補助金の建て付けとしては、今回バス停については長与町には設置されないなのでその分を除いたりっていうのをしたりとか、あと残りの全額を町が見てるわけではなくて、全体の路線バスの割合のうち長与町を走ってる台数で割り戻して、補助のお金っていうのを算出したりということもやっておりますので、一定根拠をもって一応補助金の額というのは算出しているところです。全体の額としましては、事業者でもやっぱり違うんですけども、そもそもこの大本になっている事業費っていうのは、やはり1億円とか数千万円という中で整備をされている中で、長与町が今回これだけの金額を支援したというような状況になっております。

#### ○委員長（金子恵委員）

中村課長。

#### ○課長（中村元則君）

今回、長崎バス、町内を走るバス事業者としては長崎バスこちらに361万8,000円、県営バスも町内を走っておりますので、こちらの方に358万1,000円の補助という形をさせていただいています。どちらも事業者の事業費としては1億円を超える金額で事業費としては上がっているようです。よろしくお願ひします。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

長崎バスと県営バスでそれぞれ三百何十万円ずつということではあるんですけども、ちょっと私が単純な考え方なのかもしれませんが、各バス本体にそれぞれGPSの機械を取り付けて、各それぞれスマホ、スマホ自体にはGPSでどの辺を走ってるかを取り込むソフトがもともと開発して、他の市町でもう大都市圏はもう既にやってるので、もう既に開発が済んでるだと思ふんですよね。だからそれだけで700万円っていうのはちょっと、個人、感覚的な問題かもしれないんですけども、ずいぶん高いなという気がするんですが、十分な根拠を持ってということですので。これはちょっと質問としていいのかですけども、やっぱり私たちスマホを持ってる人はいいんですけども、やっぱり気になるのは高齢者が「ああ行ってしまってたんだ」と、私聞くのがバス停のあまりの暑さに近くのを量販店にちょっと退避してて、出てきたらもう行ってたというような話も聞くんですよ。だからこういった高齢者の方々には大変気の毒なので、やっぱりバス停に設置するっていうのが特に利用者が多い区間は必要だと思うんで、やはり今後も町内にそういうバス停にも設置をということを要望していく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

実は昨年度からバスの方には要望しておりまして、近くでいくと住吉と道の尾バス停には導入されているので、ぜひ町内にも利用者も多いですので、ぜひ導入してくれという要望は昨年度からしている状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか、このページで。よろしいですか。進みます。それでは次のページ、68、69ページ、ここは上段の国際交流基金の積立金ですね。ここが所管になってます。では次、74、75ページ、13目図書館・健康センター複合施設整備費、ここが所管になってます。質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

75ページの委託料の件でよろしいですかね。委託料の30%その前に支払うというその30%の根拠というのはどこから来てるんですか。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

委託料の金額ですけれども、設計委託料のうちの前金払いとして30%分を計算しております。要綱の中で工事費については40%まで、委託料については30%までを前払金できるというふうに規定がございます。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

すいません、不勉強で。その規定というのはどこの何の規定ですか。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

長与町公共工事における前金払いに関する要綱の中で、建設工事については契約金額の4割、設計調査測量については3割というふうな規定がございます。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

それを受けてですね、民間企業の感覚しか僕はないもんですからね、えらいパーセンテージが高いなっていうんですか、大体これほどこの市町も、いわゆる自治体はこういうふうなもので、30%か40%というのが、大体そういうことなんでしょうか、ちょっとすいません、言葉が足らずにすいません。ご説明ください。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

もともとこの前払金については、地方自治法施行令附則第7条第1項で規定がございまして、その規定を町の要綱として改めて位置付けておりますので、基本的にはこの割合については全国で共通のものということになります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは76、77ページ、上段の分で、13目の続きですけど。それでは進みます。88、89ページ、これは5項統計調査費が所管分です。基金の説明もありましたね。それと、主要な成果に関する報告書、こちらも含め歳入歳出いずれ

でも結構です。全体的に質疑はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

基金のことをお伺いします。206ページにあります。国際交流基金、これ4,000万円ほどですが、こんなに要るんですかね。例年そんなに大きな支出がこの国際交流関係というのではないように思うんですが、何かしら大きな支出がある可能性っていうのを想定して基金として残されてるのか。ちょっと目的とその金額についてご説明いただければと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

森山係長。

**○係長（森山哲平君）**

国際交流基金について、ちょっと細かい金額の根拠等はちょっとすいません私も把握はしてないんですが、平成10年頃に今アメリカにありますウェザーフィールド町との姉妹都市交流というのが始まったのをきっかけに積み立てられてるものだっていうことで、姉妹都市選定であるとか、姉妹都市訪問の際に使われるということ聞いております。この大きな金額を1回で使うっていうような目的は現状ないんですが、皆さまご存じのとおり近年までコロナウイルスでちょっと交流とかも途絶えていたんですが、つい最近ですね、姉妹都市とのウェブ会議を介しましてあちらの方々アメリカのウェザーフィールド町長等が訪れられるっていうのがちょっと近年実現する予定と、あちらとしましても長与町からも訪問してほしいっていう意向がありますので、そういった部分でちょっとまた使用する予定が出てくるっていうふうに思います。あとちょっと金額をどう使っていくかについては、ちょっと今後協議を課長含めしていきたいというふうに考えております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで政策企画課の審査を終了します。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時46分～13時06分）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

午前中に引き続き、これより税務課、収納推進課の審査を行います。本案について提案理由の説明を求めます。まず、税務課の方からです。

和田課長。

**○税務課長（和田弘君）**

皆さまこんにちは。よろしく申し上げます。令和5年度一般会計決算についてご説明いたします。税務課所管分の歳入額は47億7,301万7,716円、歳出額は5,732万8,140円です。それでは決算書の事項別明細書に基づき、主なものにつきましてご説明いたします。収納推進課とも同じ目が重複するところもありますので、重複を避けるために総額について私の方から、町税の各税の歳入内訳については収納推進課長よりご説明いたします。初めに歳入からご説明いたします。事項別明細書の16、17ページをお開きください。1款町税の調定額47億8,115万5,252円に対し、収入済額は47億2,248万1,960円、対前年度比で調定額が約2,218万円減少しております。主な要因としましては、個人町民税におきましては納税義務者の減少によるもの。法人町民税におきましては価格高騰により利益減により減少。固定資産、都市計画税においては、高田南土地地区画整理事業区内における使用収益開始の件数の増加によるもの。軽自動車税環境性能割においては新車取得者の減少による減。軽自動車種別割においては自家用四輪の旧税率を適用されている車両が減少し、新税率を適用されている車両が増えたことにより増加。町たばこ税においては実績によるもの。入湯税においては、特別徴収義務者から更正の請求に基づく調査により入湯料が税抜1,000円未満であることから、課税対象でないと判明したためなどが要因でございます。町税全体の収納率は現年度課税分、滞納繰越分合わせて98.77%で、前年比より0.1ポイントの増となっております。なお、現年度課税分の収納率は99.74%、滞納繰越分は24.95%でございます。それでは町税の各税目の決算状況につきまして、収納推進課長よりご説明いたします。

**○委員長（金子恵委員）**

小川課長。

**○収納推進課長（小川貴弘君）**

皆さまこんにちは。それでは町税の決算状況についてご説明いたします。同じく16、17ページ、1款1項1目個人町民税について、現年課税分は調定額22億9,360万3,300円に対し、収入済額22億8,750万5,915円、収納率は対前年度比0.15ポイント上昇の99.73%でございました。不納欠損は2件でございます。滞納繰越分は調定額3,534万5,479円に対し、収入済額882万5,967円、収納率は対前年度比4.66ポイント上昇の24.97%でございました。不納欠損は48件でございます。1款1項2目法人町民税について、現年課税分は調定額1億1,098万2,100円に対し、収入済額1億1,065万8,600円、収納率は対前年度比0.01ポイント上昇の99.71%でございました。滞納繰越分は調定額97万9,700円に対し、収入済額82万7,800円、収納率は対前年度比48.89ポイント上昇の84.50%でございました。不納欠損は1件でございます。1款2項1目固定資産税について、



現年課税分は調定額16億462万5,100円に対し、収入済額15億9,983万1,217円、収納率は対前年度比0.04ポイント上昇の99.70%でございました。不納欠損は2件でございます。滞納繰越分は調定額2,185万9,034円に対し、収入済額468万7,860円、収納率は対前年度比5.43ポイント低下の21.39%でございました。不納欠損は28件でございます。同項2目国有資産等所在市町村交付金は、調定額、収入済額ともに410万4,400円でございます。1款3項1目軽自動車税の環境性能割でございますが、調定額、収入済額ともに673万3,500円でございます。同項2目軽自動車税種別割について、現年課税分は調定額1億2,348万500円に対し、収入済額1億2,329万1,900円、収納率は対前年度比0.09ポイント上昇の99.85%でございました。不納欠損は1件でございます。滞納繰越分は調定額74万9,304円に対し、収入済額37万8,005円、収納率は対前年度比8.48ポイント上昇の50.45%でございました。不納欠損は9件でございます。1款4項1目町たばこ税は調定額、収入済額ともに2億5,956万7,335円でございます。18、19ページをお願いします。1款5項1目特別土地保有税は調定額、収入済額ともにございませんでした。1款6項1目入湯税は皆減となっております。1款7項1目都市計画税について、現年課税分は調定額3億1,598万4,300円に対し、収入済額3億1,529万1,447円、収納率は対前年度比0.01ポイント上昇の99.78%でございました。滞納繰越分は、調定額314万1,200円に対し、収入済額77万8,014円、収納率は対前年度比10.83ポイント低下の24.77%でございました。不納欠損は9件でございます。先ほど税務課長の説明にありましたように、町税全体の収納率は現年度分99.74%、滞納繰越分24.95%、現年度滞納繰越分の合計につきましては対前年度比0.1ポイント上昇の98.77%でございました。なお、現年度分の収納率および現年度分と滞納繰越分の合計収納率につきましては過去最高値となっております。町税の決算状況の説明は以上でございます。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○税務課長（和田弘君）

引き続き、歳入につきましてご説明いたします。事項別明細書の26、27ページをお開きください。下段になりますが、13款2項1目5節税務関係証明手数料は所得証明など5,855件で、全て税務課所管分でございます。6節督促手数料ですが、税務課所管分は6,579件で65万7,900円、収納推進課分は695件で6万9,500円でございます。8節地籍手数料は664件で、全て税務課所管分でございます。次に36、37ページをお開きください。15款3項1目2節徴収費委託金は税務課所管分でございます。個人県民税の徴収取り扱いに対する委託金で、県への払い込み額は15億2,429万7,609円でございます。次に44、45ページをお開きください。下段の20款1項1目1節延滞金のうち、税務課所管分は61件で8万277円、収納推進

課分は559件で250万1,978円でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。事項別明細書の76から81ページまでと、140ページから141ページまでが税務課および収納推進課所管分となります。それでは76、77ページをお開きください。2款2項1目税務総務費の支出済額2億4,442万6,746円のうち、税務課所管分は1,865万5,175円、収納推進課分は3万1,582円でございます。次の78、79ページの中段までになりますが、税務課職員13名分、収納推進課職員6名、計19名の人件費および事業費に係るものが主なものでございます。また、同目には総務課所管分として固定資産評価審査委員会に係る経費、産業振興課分としてふるさと長与応援寄附金に関する経費も含んでおります。それでは7節報償費は、租税教育優秀作品の記念品として図書カードを購入しております。8節旅費は普通旅費として1万3,460円、研修旅費として6万6,250円、合計で7万9,710円が税務課所管分でございます。10節需用費152万4,465円が税務課所管分で、税関係書籍の追録が主なものでございます。17節備品購入費は、書類を切断するシュレッダーを購入しております。18節負担金、補助及び交付金は、各種講習会等負担金のうち2万円の他、以下各種負担金が税務課所管分でございます。次に2目賦課徴収費でございます。1節報酬では、住民税補助事務、土地家屋台帳整理など会計年度任用職員の一般事務補助パート報酬、3節職員手当等では当該職員の期末手当として18万2,134円、4節共済費では、同じく社会保険料として3万7,167円が税務課所管分でございます。8節旅費では普通旅費11,050円、会計年度任用職員通勤手当2万4,600円、10節需用費では、証明書発行用レーザープリンタのトナーなどの消耗品53万511円、住民税申告書などの印刷費として印刷製本費235万5,855円、11節役務費では口座振替手数料40万2,990円、コンビニ等収納手数料200万8,088円、通信運搬費1万2,099円、次の80、81ページをお開きください。軽自動車検査情報料、共同収納手数料が税務課所管分でございます。12節委託料は全てが税務課所管分でございます。主なものについては、住民税データパンチ委託料は課税に伴う給与支払報告書データ入力業務を行っています。評価替に伴う固定資産（土地）評価業務委託料は、土地価格比準表の作成システムプラグの作成、路線価の算定、路線価一覧表、路線価算定表、路線価図の作成を行っております。下落修正に伴う固定資産（土地）評価業務委託料は、令和6年度の固定資産路線価について、土地価格の下落を認める地域における路線価の時点修正を行っています。13節使用料及び賃借料は、駐車場使用料以外が税務課所管分でございます。18節負担金、補助及び交付金は、軽自動車課税資料負担金以下、各種負担金など。21節補償、補填及び賠償金については支出はございません。22節償還金、利子及び割引料では、還付金の他、個人県民税徴収取扱費返納金については、過年度分町県民税において町が歳出還付を行った還付に対応する徴収取扱費を県へ返納するものでございます。次に140、141ページをお開きください。中段の6款1項5目農地費については、全て税務課所管分と

なります。支出につきましては、12節委託料、固定資産管理システム保守委託料の他、地籍情報化委託料は法務局からの通知等に伴う固定資産管理システムの地番図のデータ修正業務でございます。以上で、事項別明細書の説明を終わります。また、私の説明以外で収納推進課より引き続き説明ございますので、よろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

小川課長。

**○収納推進課長（小川貴弘君）**

それでは引き続き、収納推進課所管分の歳出の主なものについてご説明申し上げます。78、79ページをお願いします。2款2項2目賦課徴収費1節を収納推進専門員の報酬として、3節職員手当等の会計年度任用職員期末手当のうち、54万3,334円を期末手当として支出しております。4節共済費の会計年度任用職員社会保険料のうち、53万2,544円が収納推進専門員分でございます。同目11節役務費の預貯金照会手数料、および81ページの備考欄の上から3番目、預貯金等照会システム利用料が預貯金調査に係る費用でございます。預貯金等照会システムの概要といたしましては、安全性の高いLWAN回線や銀行の資金管理回線を介し、預貯金調査における照会から回答までの業務をオンラインで可能とするペーパーレスや郵便料金の縮減、業務の効率化に資するシステムでございまして、令和5年度における調査件数は対前年度比4,976件増加の6,867件となっております。収納推進課所管分の歳出の説明は以上でございます。

続きまして、本日お渡しした資料を簡単に説明いたします。1ページから6ページまでは、先ほどご説明させていただいた税目ごとの決算書でございます。不納欠損に関しまして、7ページには一般税、8ページには国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料における事由別集計表を添付いたしております。表の見方でございますが、左から税目、事由区分、地方税法等の根拠条文ごとに不納欠損の金額および件数を記載いたしております。事由区分は1の無財産から6のその他までございまして、6のその他は全て外国人の帰国に伴うものでございます。一番右列および一番下の行が各項目の合計でございます。7ページの一番右下に記載しております100件、936万461円が一般税における不納欠損の総額でございます。同様に、8ページの国民健康保険税83件、790万1,346円、介護保険料16件、38万500円、後期高齢者医療保険料1件5,100円がそれぞれの不納欠損額でございます。資料の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

質疑が終わりましたので、歳入歳出という形で、税務課、収納推進課合わせて質疑を行いたいと思います。それでは予算書の16、17ページから入っていきます。質疑はありませんか。こちらに関しては今日頂いた資料を含めて質疑は構いませんので、よろしいですか。戻っても構いませんので、進めます。18、19ページ。次が26、27

ページ、下段の方です。よろしいですか。次36、37ページ。44、45ページ、質疑はありませんか。それでは、歳出の方に移ります。歳出が76、77ページ、ここから81ページまで歳出が続きます。質疑はありませんか。よろしいですか。では次が140、141ページ、農地費、ここが税務課の所管です。では歳入歳出いずれでも結構です。全体的に質疑はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

80、81ページの上段の方ですね。2款2項2目11節役務費の共同収納手数料というのがありますがけれども、ちょっと審査はまた今日じゃないんで、会計課の方である窓口収納手数料っていうのがあって、ちょっとその説明を個人的に会計課に聞いたところ、この共同収納手数料っていうのは納付書で納めるもののうちQRコードを使って納める方がQRコードの付いた納付書でどっかの金融機関等で払ったものが、その分の手数料が地方税共同機構という所でまとめられて、そこに支払う。で、その各課の分だということだったんですが、それで合ってますかね。ちょっと説明がはっきりしないところがありましてですね、ちょっと取りあえずこの共同収納手数料というのの説明をお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

和田課長。

**○税務課長（和田弘君）**

共同収納手数料負担金ですね、これについては言えば共同税、共同機構、そちらの方に払う分なんです。こちらについてはこれは5年度分ですので、令和4年、前年度分ですね、令和4年4月から1年分ですね、その間における各地方団体の共同収納の利用状況に応じて負担してうちの方に請求する分なんです。先ほどQRコードとかいった分についてはこれについては、もう1つコンビニ等収納手数料というのが、前の方にございますか。そちらの方の方をQRコードとかいうものについては●●●●分の手数料については、それになりますけども、理解できますかね。言えば、銀行から来る分ですね。これについてはいわば、ちょっとください。すいません。

**○委員長（金子恵委員）**

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

山口係長。

**○係長（山口陽子君）**

共通納税の説明についてなんですけれども、確かにおっしゃるようにQRコードを読んで、オンラインのATMであったりだとか銀行のATMでお支払いをしたりだとか、

クレジットカードで決済をしたりだとか、あとスマホアプリの決済、あとインターネットバンキングから入って行う決済、あとeLTAXとって申込書を出してそれで登録をしてからの決済であつたりだとか、あと銀行窓口で納付書を持って行ってQRコードを読んで支払うという方法があります。それで今回の共同収納手数料に関しましては翌年度支払いになっておりますので、前年度はまだ特別徴収の分と法人の分としかなかったのでその分だけの支払いで、それがeLTAXでの支払いになってるので、この分に関しましては今おっしゃる共同納税システムの手数料は入ってないです。先ほどのコンビニ手数料に関しましては、コンビニに納付書を持って行って現金で払った分の手数料になっております。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

そうですね。QR、一般の方というか納付書がQR使ってってというのは、多分5年度からですかね。なんか多分まだここには入らないので、今の説明で分かりました。ちょっと最後に確認ですが、先ほどちょっとコンビニ等収納手数料のことで、コンビニ以外の何か支払いもここに入ってるっていうような、ああそれ休憩中でしたかね、ちょっとことでしたけど。これはコンビニ等収納手数料というのは、コンビニで支払った手数料だけでよろしいですか。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口陽子君）**

コンビニだけではなく、コンビニ収納に対応してた、例えばスーパーであつたりだとか対応してるお店で払うことができますので、コンビニ等という名称になっております。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

一応確認で、このコンビニ等収納手数料ってのは、もう一律52円か何かですかね。ちょっと件数とか分かれば、この金額の内訳をお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口陽子君）**

すいません、漏らしていました。先ほどお伝えしたのがコンビニで実際に持っていく手数料と、もう1つ、PayPayであつたりだとか、LINE Payであつたりだとか、PayBっていうスマホのアプリで支払った分もコンビニ電子として上がってきております。件数です。ごめんなさい。コンビニとコンビニ電子を足したもので3,937件になっております。3,937件。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

収納推進のことでお伺いしたいんですが、これは監査意見書の方で、この間収入未済がこの数年間で減少をずっと続けて、それは収納推進課等を中心として、収納強化等々やってその成果だということが書かれてるんですが、ちなみに例えば、こういった手だてを取っているのかですね。その辺りの何か特徴的なもの等があればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

小川課長。

○収納推進課長（小川貴弘君）

ご指摘を頂きましたとおり、今手元にある情報の中でも平成21年ぐらいから未収金は全体的に減少傾向になっております。21年がちょうど滞納が全国的に非常に悪化しまして、力を入れていこうという元年に当たるような年でした。私たちも21年から含めまして、いろんなやり方ですね、強化をしてたんですが、特に特徴的なのが28年度に債権の一元管理の方をいたしまして、今までの債権ごとに担当者っていうのが別でいらっちゃって、それぞれとお話をされるものですから、いつ幾ら払うというのがなかなかこう分かりづらい状況がございました。その中で町の分については1人の担当で全て話が終わるようなという一元化をすることで、国保税を含めて非常に難しい債権についても一定の効果が上がっていると。平成28年から従来からは差し押さえについてはあまり強化をしてなかったんですが、特に28年度からは納付ができる状況の方、預貯金調査等を踏まえまして、そういうふうになんか納付ができる状態の方につきましては、債権の差し押さえの方で執行して、納税の方に充てさせていただくというような滞納整理の強化をやってきたと。そうこう状況がいろいろ変わって、このコロナ禍におきましては滞納処分の強化につきましても一定の成果が上がって、自主納付をされてる方も多くなり、コロナ禍においてはそのまま滞納処分の強化のままではなかなか成果が出ないという状況になりましたので、社会福祉協議会と連携をしたり、個々で生活が苦しい方の資力を回復させる手だてがないのかということを担当ごとで連携をしまして、改善をしようという試みをやっております。まだこちらは形としては完成してないような状況でございますが、今からさらに6年度においても社会福祉協議会の担当者と会議を年2回ほどしようというような申し出もしまして、了承を得ている状況ですので、連携を強化しながら生活再建型滞納整理というところをさらに強化してまいりたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すいません。先ほどのところで、もう一度確認なんですが、コンビニ等収納手数料207万2,162円ですが、これが3,937件分ということだと、1件当たり526円ぐらいになるんですけど、これぐらい1件でかかっているのは間違いないですか。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

小川課長。

○収納推進課長（小川貴弘君）

こちらのコンビニ等収納手数料207万2,162円のうち、滞納繰越分のコンビニ収納といたしまして6万4,074円が含まれているという状況になります。この6万4,074円は収納滞納分といたしましてコンビニ収納で1,022件分でございます。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

すいません、計算を間違ってお伝えしておりました。申し訳ないです。3万2,027件で1件当たり57円なんですが、それに税を掛けて1件当たり62.7円になっております。申し訳ないです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで税務課、収納推進課の審査を終了します。お疲れさまでした。

場内の時計で14時15分まで休憩します。

（休憩 14時04分～14時13分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより総務部総務課の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでございます。それでは総務課所管分につきまして、事項別明細書に従いましてご説明をさせていただきます。まず歳入でございます。36から37ページをお開きください。15款県支出金3項1目1節総務管理費委託金の人権啓発活動地方委託事業委託金は全額総務課で受け入れをしております。この

うち1万2,000円を人権の花運動に係る事業に充当し、残りは教育委員会の事業に充当しております。同じく4節選挙費委託金は、県議会議員一般選挙などに係るものでございます。続きまして40、41ページ、17款寄附金のところになりますが、一般寄附金の1,000円、あと総務管理費寄附金のところの1,000円、予算上計上されてるんですが、これは存目ということで金額がゼロということになっております。続きまして46、47ページをお願いいたします。20款諸収入5項1目1節雑入のちょっと真ん中より下の方ですね、研修助成金収入は、長崎県市町村振興協会が定める研修に対する助成金でございます。5年度は市町村職員中央研修所などへ3名の職員を派遣したことによるものでございます。同じく下の方から7行目の公文書開示費用負担金は、情報公開および個人情報開示に係る負担金でございます。次のページの同じく雑入の下から7行目、供託金町帰属分は、令和5年4月23日執行長与町議会議員一般選挙において、候補者1名の得票数が没収点に達しなかったため町に帰属することとなった供託金でございます。以上が歳入の分でございます。

続きまして、歳出でございます。54、55ページをお願いいたします。2款総務費1項1目一般管理費1節は、行政改革推進委員会、表彰審議専門委員会、行政不服審査会、産業医、特別職報酬等審議会が総務課所管分で、それぞれ委員等の報酬となっております。2節から4節までは、町長、副町長および総務部長、総務課、秘書広報課、契約管財課職員の人件費でございます。4節共済費の一番下、会計年度任用職員社会保険料のうち154万611円が総務課所管分で、雇用保険、労災保険等の分を一括して支出をしておるところでございます。次に7節報償費は、自治功労者等の表彰、顧問弁護士に係るものでございます。続きまして、56、57ページをお願いいたします。8節旅費、普通旅費のうち43万5,970円、あと研修旅費は全額、費用弁償のうち2万4,000円が総務課分でございます。旅費の主なものといたしましては、能登半島地震災害への職員派遣に係るものでございます。10節需用費は消耗品費のうち515万2,876円で、例規集と書籍の追録代が主なものでございます。また、食糧費のうち4万円が総務課所管分で、印刷製本費のうち8万300円は平和事業に係るものでございます。11節役務費は、通信運搬費のうち1,405万7,267円が一括して支払っている郵便料等手数料および総合賠償補償保険料が総務課分でございます。12節委託料は、公用車運転・点検業務とイメージキャラクター商品等製作の分以外、こちらが総務課所管分となっております。いずれもこちら例年どおりの内容となっております。続きまして、13節使用料及び賃借料は、駐車場使用料以外が総務課所管分に係るもので、そのうち自動車借上料7,060円、有料道路等使用料1万2,790円その他、いずれも例年どおりの内容ですが、施設使用料につきましては、能登半島地震災害への職員派遣に係る宿泊施設の使用料でございます。18節負担金、補助及び交付金は、例年同様長崎県町村会他各種団体への負担金等の支出でございます。支援負担金につきましては町村会で取りまとめをいたしまして、能登半島の地震災害の方へ見舞金としてお送りしたものでござ



ざいます。続きまして76、77ページをお願いいたします。2款2項1目税務総務費の総務課所管分は、固定資産評価審査委員会に係る経費で1節報酬、次のページ、8節旅費の費用弁償、18節負担金、補助及び交付金の各種講習会等負担金のうちの1,000円、こちらが所管分となっております。続きまして82、83ページをお願いいたします。2款4項1目選挙管理委員会費は、委員の報酬、担当職員の人件費、各種連合会負担金など、選挙管理委員会が通常行う事務に関する経費でございます。次のページ、2目選挙常時啓発費につきましては、長与町明るい選挙推進協議会ならびに選挙啓発に係るもので、選挙管理委員会との合同会議や啓発に係る経費となっております。3目長崎県議会議員一般選挙費は、次のページにかけて節ごとに内容を掲載しておるとおりで、令和5年4月9日に執行されました当該選挙に要した経費となっております。5目長与町議会議員一般選挙費につきましても、同様に令和5年4月23日に執行されました当該選挙に要した経費でございます。次のページ、6目長与町長及び町議会議員同時選挙費、こちらにつきましては令和6年4月21日執行の町長選挙および町議再選挙の準備に係る経費で、4目長与町長選挙費を本目に合わせて整理し、執行したものでございます。以上が総務課および選挙管理委員会所管分の説明となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので歳入の方から質疑に入っていきます。まず36、37ページ、こちら委託金のところで2カ所あります。戻っても構いませんので、進めます。40、41ページ、この寄付金は存目でしたね。雑入に入ります。雑入が46、47ページ、研修助成金の収入と公文書開示ですね。ここが所管になってます。質疑はありますか。いいですか。では48、49ページ、供託金の町の帰属分15万円、これが総務課所管です。歳入全般で何かありませんか。最後にもう一度聞きますので、歳出の方に進みます。54、55ページ、総務管理費ですね、一般管理費。ここからが総務課の所管で入っていきますが、まずこのページで質疑はありますか。それでは56、57ページ、これは能登地震の派遣とかいろいろそういうものが全て含まれているページですけど、よろしいですか。流用もあってるみたいですが。質疑はありますか。これが、58、59ページが一番上段ですね、ここまで続きますね。

八木委員。

#### ○委員（八木亮三委員）

今の56、57ページの辺りですかね、今の能登の震災へ派遣した件で、ちょっと参考までに伺いたいんですが、こういった災害に他自治体等に派遣するっていうのは、何かこう基準とかルールがあるんでしょうか。例えば、激甚災害に指定されたとか。で、そういう場合、必ず行くのか、向こうから要請があるのか、例えば国等から何か通知があるのか、ちょっと流れを教えてくださいと思います。

#### ○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

こういった大きな災害があった場合は、やはり一番大事なのが地元の要望ってのが一番大事になりますので、地元の方からこういった職種の人を派遣してほしいというふうな多分要望が上がってきますので、それは長与町の方に直接震災先から来るのではなくて、県を通じて依頼がかかってくる。こういった業務に従事される、できる方を必要とすると。よくあるパターンが保健師を派遣してほしいとか、その状況に応じて、あとタイミングに応じて、事務的なところで人が欲しいという場合はそういった人を派遣してください、あるいは給水業務こういったところの人員がちょっと不足してるので派遣してほしいと、そういったニーズがいろいろ流れてきますので、その中で町の方も各事務というのがありますので、まずは庁舎内でも希望を取りまして、あとその業務の状況に応じて、あと希望されてる職種、それとのマッチングをした中で、派遣が可能ということであれば派遣をさせていただくというふうな流れになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。今、59ページまで行きましたね。戻っても構いませんので、次76、77ページ、これは固定資産評価審査委員会の委員報酬です。ここが総務課所管になってます。では次、78、79ページ、いいですか。次が82、83ページ、下段の選挙費ですね、ここからがまた所管分になります。質疑はありませんか。この分が89ページまで続きますね。89ページの上段まで、総務課の所管です。質疑はありませんか。選挙管理委員会分も入ってます。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で総務課の審査を終了いたします。

場内の時計で14時40分まで休憩します。

（休憩 14時28分～14時39分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより契約管財課の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

皆さまこんにちは。それでは、令和5年度一般会計決算に関しまして、契約管財課所管分について事項別明細書に基づいてご説明をさせていただきます。まず歳入でございます。24、25ページをお開きください。真ん中辺りになります。13款1項1目1節管財使用料、収入済額820万8,003円のうち、長与駅コミュニティホール使用料が5万3,013円でございます。その下、駐車場使用料は嬉里、吉無田2カ所の町営駐車場の時間駐車と定期駐車、こちらを合わせまして、3つの合計で815万4,990円の収入がございました。26、27ページをお開きください。13款2項1目7節登

記手数料は存目で1,000円計上しておりましたが、収入はございませんでした。続きまして、36、37ページをお開きください。真ん中より少し上でございます。15款3項1目1節総務管理費委託金、上から3番目の市町村権限移譲等交付金（土地確認）で1,000円の収入がございました。1ページめくっていただきまして、38、39ページをお開きください。真ん中より下の辺りでございます。16款1項1目1節土地貸付収入611万6,206円のうち、契約管財課分は606万7,539円でございます。こちらにつきましては、北陽台の複合施設建設予定地を隣接する大型商業施設の従業員用駐車場、また総合病院職員用駐車場として昨年令和5年の10月末まで貸し付けておりました。この2件で約280万円の収入がございました。他には斉藤郷の西側埋立地を食品製造会社やシルバー人材センターへ貸し付けた収入などがございます。1ページめくっていただきまして、40、41ページをお開きください。一番上でございます。16款2項1目1節不動産売払収入、普通財産売払収入418万8,337円のうち、契約管財課分は2件で29万1,756円でございます。内容は、個人より払い下げ申請のあった三根郷の未利用水路を払い下げしたものと、国道207号線の拡幅工事に伴い町が保有する山林の一部を県へ売却したものでございます。続きまして46、47ページをお開きください。雑入でございます。20款5項1目1節雑入の契約管財課所管分は総額392万861円になります。内訳につきましては、一番上の現金自動預入支払機設置使用料45万円は十八親和銀行と九州労金のATM設置使用料でございます。次に6行下の清涼飲料水自動販売機設置使用料は352万6,299円のうち66万3,833円が契約管財課所管分で、役場本庁舎自動販売機4台分の収入でございます。そこから9行下の庁舎コピー使用料は20万9,398円の収入がございました。さらに4行下、町村有自動車損害共済返戻金2万1,670円、さらに5行下、電柱等設置使用料3万5,973円のうち、契約管財課分は2万2,418円でございます。さらに10行下、境界立会他証明書等交付手数料1万2,000円のうち、契約管財課分は1,200円でございます。その下、自賠責保険料・重量税額変更に伴う精算金が2万8,688円、その4行下、町村有建物災害共済金は126万3,593円でございます。1ページめくっていただき48、49ページをお開きください。同じく雑入でございますが、下から6番目、駐車場事業特別会計決算剰余金121万723円でございます。こちらは令和4年度で駐車場事業特別会計を廃止いたしました。4年度の特別会計決算の剰余金を5年度の一般会計の雑入で受け入れたものでございます。それから、一番下の長与駅コミュニティホール光熱水費負担金4万9,338円は、昨年9月1日にオープンいたしましたながよ光彩会が運営する長与駅コミュニティホールのカフェに関わる光熱水費をながよ光彩会から負担金として受け入れたものでございます。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。60、61ページをお開きください。真ん中より少し下でございます。2款1項5目財産管理費でございます。1節報酬は、財産評価委員会を1回開催いたしました委員2名分の報酬でございます。8節旅費は、普通旅

費1万2,830円、費用弁償が2,000円、それから10節需用費は総額3,147万8,448円の支出でございます。主なものは庁舎の光熱水費でございます。11節役務費は役場の電話代など541万7,424円を支出しております。1ページめくっていただき、62、63ページをご覧ください。12節委託料は4,210万1,336円でございます。主なものは、上から2番目の電話交換委託料、7番目の公共用地雑草刈払い委託料、4つ下の庁舎管理業務委託料、その下、庁舎清掃委託料、さらにその下、長与駅清掃管理委託料、下から3番目の空調設備保守委託料、それから、一番下の庁舎時間外受付業務等委託料、こちら守衛業務でございますが、などでございます。それから、下から2番目の長与駅駅舎維持補修委託料122万2,883円は、老朽化した長与駅の外壁、内装等を改修する工事を行うための設計の委託費でございます。委託費用の総額は436万7,440円ございまして、駅舎の管理する床面積の割合に応じて土木管理課が費用の72%、契約管財課が28%を支出いたしました。その28%分が122万2,883円でございます。13節使用料及び賃借料は1,343万9,868円です。主なものは、一番上の複写機借上料、3つ下の印刷機リース料、下から3番目の公用車リース料、一番下の庁舎電話設備賃借料等でございます。14節工事請負費は、庁舎のトイレや照明器具などの修繕工事で128万6,780円を支出しております。17節備品購入費は32万7,325円でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、管理公社への補助金4,280万1,973円の支出が主なものでございます。26節公課費でございますが、公用車の自動車重量税でございます。続きまして、町営駐車場関係についてご説明をさせていただきます。76、77ページをお開きください。2款1項14目駐車場管理費でございます。町営駐車場に係る経費の総額は665万502円となっております。8節旅費の支給はございません。10節需用費でございますが、46万6,303円の支出。こちら主なものは嬉里地下駐車場の光熱水費等でございます。11節役務費は6万8,242円、12節委託料ですが、540万7,301円を支出しております。主なものとしましては、シルバー人材センターに委託しております嬉里地下駐車場の管理人に係る委託料でございます。14節工事請負費の支出はございません。最後に18節負担金、補助及び交付金ですが、嬉里駐車場を含む老人福祉センター建物全体に係る自動火災報知設備や非常用放送設備の修繕等を社会福祉協議会に負担金として70万8,656円支払いました。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書をご覧ください。12ページでございます。駐車場事業でございます。長与町駐車場事業の概要と決算額、事業実績について記載をしております。簡単にご説明をいたします。嬉里駐車場は昭和55年に供用開始した地下駐車場でございます。月極35台、時間駐車18台、合計53台分の駐車区画がございます。吉無田駐車場は平成12年に供用開始しまして、定期駐車のみで34台分の駐車区画がある青空駐車場でございます。真ん中より下、「決算額及び財源内訳」、「事業の実績」につきましては、駐車場の利用実績や駐車場運営にかかった費用の内訳

でございます。最後に委員の皆さまへ配布させていただきました資料についてご説明をさせていただきます。資料は2枚でございます。まず1ページ目をご覧ください。町営駐車場（嬉里、吉無田）収入状況と書かれた資料でございます。平成13年から令和5年度までの収入状況でございます。令和5年度は、嬉里駐車場の時間駐車、定期駐車ともに、前年より増えております。吉無田駐車場は定期駐車のみで毎年安定した収入でございます。こちら徴収率の方でございますが、記載はしておりませんがいずれも100%でございます。2ページをご覧ください。昨年度、令和5年度の一般時間駐車月別の集計表、嬉里の地下駐車場の分でございます。少ない月で月650台程度、多い月で月1,000台程度の時間駐車の利用がございました。以上で契約管財課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、歳入の方から質疑に入りたいと思います。まず24、25ページから、こちらで質疑はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

24、25ページの13款1項1目1節管財使用料の一番上、長与駅コミュニティホール使用料ですが、去年の半ば、夏ですかね、からカフェが入って営業されてますが、あれによってコミュニティホールが従来の使い方がもうできないと思ってる方がいらっしやるようなんですね。でも実際には従来どおり使えるということなんですけど、そういう声を実際に聞いたんですが、これカフェの営業が始まってから、そういう利用件数が減ったりとか、もしくは直接的に町としてもそういう声を聞いたりしていないのか。あのカフェが入ったことによる影響が何かあれば伺います。

**○委員長（金子恵委員）**

山本係長。

**○係長（山本洋佑君）**

昨年の9月にカフェの方オープンさせていただきました。半年ですね、昨年度の9月から3月までで25件、100日を超える展示でありましたりイベントの状況がございました。展示関係の団体にも幾つか聞き取りをさせてもらったんですけど、カフェが入ったことによって明るくなって、展示の作品がものすごく映える。自分たち展示団体が不在の時にもカフェの方が作品について案内をしてくれたり、説明をしてくれるので、非常に明るくなって助かってるっていうお声を頂きました。好評の声をお聞きしてるんですけども、あちらについては、カフェ利用者のみならず展示の団体もきちんとあそこを使えるということで、こちらの方も周知をさせていただいてますので、待ち合いとしても自由に入れる空間になっております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。次進みます。次のページ26、27ページ、これは下段の方です

ね、登記手数料、これは1,000円存目です。では次行きます。36、37ページ、こちらが中段の土地確認の1,000円ですね。次が38、39ページ、土地貸付収入、ここが契約管財課です。質疑はありませんか。次、40、41ページ、一番上、普通財産売払収入、2件あったということで説明がありました。いいですかね。それでは雑入に入ります。46、47ページ、一番上の上段のATM、飲料水、コピー、共済返戻金、それから境界立会の手数料、自賠責、災害共済金、この辺りですね、電柱使用料を含め。よろしいですか。では次のページ48、49ページ、こちらコミュニティホールと駐車場と特会の剰余金が入ってます。いいですか。あと、歳入歳出全て後で聞きますので60、61ページ、歳出に入りたいと思います。下段の財産管理費、こちらが契約管財課の所管になってます。質疑はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

この歳出、60、61ページの財産管理費の10節需用費のガス使用料ですが、これが何かちょっと前年度とかと見ると、前年が432万円強というところで下がっていますが、これはガスっていうのはどこで使ってるものかと、その減額っていうか下がった理由を教えてください。

**○委員長（金子恵委員）**

山本係長。

**○係長（山本洋佑君）**

ご指摘のとおり令和4年度が432万6,989円のガス使用料の支出で、今年度が252万3,808円なんですけども、一昨年度が庁舎の空調の調子があまりよろしくなくて、ガスだきで空調を冷やしたりっていうのをやっておりました。そこで対応して、昨年度令和5年度についてはガスだきの方があまり使用をしなくなったものですから、それについて減ってきたと。令和5年度についてはガス使用量が減ったという状況でございます。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

今までちょっとこのガス使用料っていうのに注目してこなかったものですから、すいませんちょっと内容を今伺って思ったんですが、空調に使うガス、空調だけ、空調のためのガスということですかね、もともと。一昨年度ですか4年度ですかね、空調の調子が悪いことでガスを使ったということですが、今後もそういう空調の調子によって、このガスの料金というのが上下するという事なんではないでしょうか、ちょっと仕組み等含めて、すいませんが教えてください。

**○委員長（金子恵委員）**

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

もともとがガスだきのみだったんですけれども、平成20年か21年だと思うんですけど、ESCO事業で水冷チラーっていうのを入れまして、水の冷たさを水を循環させて空気を冷やして、その空気で空調をするというやり方を、今屋上にあるんですけど、そのやり方に変えております。ガスは使ってなかったんですけれども、令和4年度につきましては水冷チラーでちょっと冷やし切らないとかという場合があって、それにガスだきをさらに足してやれば空調が強くなるものですから、それで4年度は高くなってたんですけど、5年度は水冷チラー、ほとんど水冷チラーのみでいってますので、水冷チラーの場合は電気代が今度は上がってくるんですけど、ガスは一切使わないということになるんですけれども。それで今後なんですけれども、やっぱり今年の猛暑の暑さがひどい時なんかは水冷チラーでちょっと冷やしきれない時期があって、数日間ですけど、それにガスだきを足してやって冷やしたということがございますので、今後も酷暑っていうか、猛暑続けばそういったことも考えられるかなと思います。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると今のご説明ですと、エアコン、空調は電気だけでもできるんですけども、そういう酷暑だったりする時にガスを使う必要も出てくると。つまり、完全に電気とかにもう切り替えて、ガスっていうと当然設備を維持するお金とかもかかるのかなと思うんですが、それは完全にガスはやめて、もう今後一切使わないで電気にするとかではなくて、そういった酷暑の時とかに備えて、ガスの方も今後も設備そのものも維持していくということですかね。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

そうですね、夏場についてはそうなんですけど、すいません、先ほどちょっと説明を漏らしておりまして、冬の暖房の方は、水冷で水の冷やした分では使えませんので、ガスだきのみなんですよ。なので、冬場はある一定量のガスは使うっていうのはずっとこれからも続きます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。62、63ページ。次、76、77ページ、駐車場の管理費です。こちらで質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

駐車場管理費について伺います。これ毎回言ってるのでしつこくて申し訳ないんですが、自動化した方が経費的にも利便性、いわゆる24時間化的にもいいんじゃないかと

いうことをこれまでも申し上げてきましたが、先日アンケートをLINEで取られてましたよね。本来は費用対効果等考えて結論を出すもので、アンケートで私今後を検討するというのはちょっと違うんじゃないかとは思ったんですが。とは言いましても一応アンケートにも町民として回答はしたんですが。現在、アンケート多分10日までの締め切りで、締め切ったばかりだと思うんですが、ある程度もう結果というか出てるのか、それはちょっと今年度のことではあるんですが、去年もやはり従来と同じような管理委託料などもかなり500万円以上かかっていますし、今現在の所管課のアンケートも踏まえて、でもまだ集計しなければ踏まえてなくてもいいんですが、お考えを。アンケートを取るってことは少しそういう方向性も考えられているのかなというところですが、いかがでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

山本係長。

**○係長（山本洋佑君）**

今回、回答率を増やすためにLINEでのアンケートというのを取らせていただきまして、ちょうど昨日で1カ月のアンケートが終わりました。今のところ250件を超える回答数がございます、今から集約作業に入っていくんですけども、アンケートの集計作業も使いながら、無人化も含めて、機械化も含めたところで、総合的にどういうふうに落としたら一番いいのかっていうのを研究をしていきたいというふうに考えてます。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。報告書の一番最初のページもそうだったと思います。ならびに資料も頂きましたので、こちらのほうも含めて。いいですか。そしたら、ちょっと決算から離れるかもしれないんですけど、今日財政課から頂いた資料の中で、質疑をしたいという部分がありますので、関係ないかもしれないんですけど、決算資料としていただいたのでお答えいただければ。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

財政課から審査の中で土地開発基金の残高状況という資料を頂きまして、この中に契約管財課所管の斉藤郷七百二十何番地という所の土地がまだ現在もそのままあるということで、いわばこれも決算に関わって、5年度中何も動きがなかったという意味合いではちょっと伺いたいんですが、これ使用目的が河川改修事業に伴う交換用地とあるんですけども、これは取得した平成13年っていうのにそういう目的で取得して、もうこの目的というのは終わってるんでしょうか。それとも、今後も河川改修用に維持しておくものとして、もう他の用途には使わずに、今後もこのままなのか。ちょっとお答えいただければ、お願いしたいと思うんですが。

**○委員長（金子恵委員）**

暫時休憩します。



(暫時休憩)

○委員長(金子恵委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

八木委員。

○委員(八木亮三委員)

すいません。今の私の質問ですけれども、実際の使用目的の方での所管は別というところですので、今回、契約管財課への質問は取り消します。

○委員長(金子恵委員)

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで契約管財課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

本日の委員会はこれで閉会いたします。皆さまお疲れさまでした。

(閉会 15時13分)